

平成24年4月1日

(第14条関係)

第1 修士論文の提出について

修士論文の審査を受けようとする者は、修了予定年次の1月10日までに（休日の場合は次の平日）修士論文審査願（別記様式1）に修士論文及びその要旨を添えて提出するものとする。ただし、前期末修了予定者は、研究科長の許可を得て、6月末までに提出することができる。

(第15条関係)

第2 審査結果報告書の作成及び審査の手続について

- 1 試験の日程は、審査会がその都度定める。
- 2 審査会は、所定の期日までに審査結果報告書（別記様式2）を研究科長に提出する。  
なお、論文審査及び最終試験の要旨の様式は主査の裁量に委ね、A4版で2枚以内とする。
- 3 研究科委員会における審査結果の報告は、審査会の主査が行う。

(第16条関係)

第3 修士論文、最終試験の評価の方法について

論文審査と最終試験の評価は、合格又は不合格とする。ただし、修士論文の合格者の学業成績原簿には、5、4、3又は2の評点をもって記載する。

(第21条関係)

第4 再入学について

再入学を志願する者については、修士課程へ志願する者と同様に当該年度の願書受理期間に、出願するものとする。

付 則

この運用方針は、平成24年4月1日から施行する。

様式1 (第1関係)

年 月 日

経済情報研究科長 様

学籍番号

氏 名 ㊟

修 士 論 文 審 査 願

尾道市立大学大学院経済情報研究科細則第14条により、下記のとおり指導教員の承認を得て修士論文及び同論文要旨を提出しますので審査をお願い致します。

記

1. 修士論文 3編 (うち1編は正本)

題目

2. 論文要旨 3編 (うち1編は正本)

指導教員	㊟
------	---

様式2 (第2関係)

年 月 日

経済情報研究科長 様

審査委員氏名 主査 ⑩

副査 ⑩

副査 ⑩

審 査 結 果 報 告 書

修士論文の審査及び最終試験を修了しましたので、結果を下記のとおり報告します。

記

1. 論文提出者 学籍番号

氏 名

2. 論文題目

3. 結果

論文審査	
最終試験	

4. 論文審査及び最終試験の要旨